

内部統制システムの基本方針

公益財団法人母子衛生研究会
内部統制システムの基本方針

平成 25 年 4 月 1 日施行
平成 27 年 5 月 1 日適用

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事は、法令及び定款の遵守を目的として定める「役員行動規範」及び「役員規程」を遵守し、法令遵守を率先垂範する。
- (2) 理事会が理事の職務の執行を監督するため、理事は、業務の執行状況を理事会に報告するとともに、他の理事の職務執行を相互に監視・監督する。また、重大な法令違反その他定款・内規に違反する重大な事実を発見した理事は、直ちに監事に報告するとともに、遅滞なく理事会において報告する。
- (3) 理事の職務執行状況は、適切に監事の監査を受ける。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に関する各種の文書については、法令及び「事務処理文書管理規程」に基づき作成・保存する。
- (2) 評議員会議事録、理事会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など理事の職務の執行に必要な文書については、理事及び監事等が常時閲覧可能な状態にて保存・管理する。
- (3) 事業に係る各種の情報については、「業務秘密管理規程」に基づき適切に管理する。
- (4) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、総合的に実施する。
- (2) 各部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、リスクを把握、分析、評価して、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- (3) 法人運営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の重要な事項については、理事会に報告する。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会は、定期的を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (2) 理事会は、事業計画及び年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- (3) 理事会は、事業計画の進捗状況の報告を受ける。
- (4) 適正かつ効率的な職務執行体制を確保するため、「職務権限規程」等各種規程の見直しを随時行う。

5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職員は、「倫理規程」を遵守する。
- (2) 職員に対し、定期的にコンプライアンス研修を行う。
- (3) 職員による内部者通報制度を整備し、法令定款違反となる事実の早期把握に努める。

6 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監事から求められた場合には、監事と協議の上、専任又は兼任の職員を監事スタッフとして配置する。
- (2) 監事スタッフは、業務執行に係る役職を兼務しないこととし、職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。

7 監事スタッフの理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事スタッフの人事考課、異動、処分については、監事の事前承認を得る。

8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監事は、理事会のほか、監事が必要と認める重要な会議に出席する。
(2) 重要な報告書その他の文書については、監事が随時閲覧可能な状態にする。
(3) 監事の求めに応じて、理事及び職員は速やかに業務執行状況を報告する。
(4) 理事は、「公益通報者保護規程」を整備し、職員は直接、監事に通報することが可能な体制とするとともに、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにする。

9 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 理事の職務執行を監査するために必要な監査費用については、理事は監事との協議の上、予算に計上する。
(2) 理事は、監事からの監査費用の請求があったときは、当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。
(3) 監事は法人に対し善管注意義務を負うことから、監査費用の支出については、効率性及び適正性に基づき行わなければならない。

10 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、監事間での情報交換及び協議のための会合を定期的を開催する。

以上

附 則

この基本方針は、移行認定を受け登記を行った日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。（平成 24 年 6 月 26 日制定・監事合意）

附 則

この基本方針は、移行認定を受け登記を行った日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。（平成 25 年 6 月 24 日理事会承認）

附 則

この基本方針は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。（平成 27 年 6 月 9 日理事会承認）